平成28年度 第8回理事会

日 時:平成28年11月11日(金) 15:30~16:30

場 所:特別会議室(つくば市)

I. 議 題

1. 機構発足に向けた課題への対応状況について 「非公表」

Ⅱ.報告

- 1. 早期退職者の募集について
- 2. 平成28年度賃金交渉の状況について 「非公表」
- 3. 森林法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法令の整備に関する政令案 についての意見・情報の募集について
- 4. 第14回環境研究シンポジウムについて
- 5. 森林総合研究所フェイスブックの開始にむけて
- 6. 森林整備センター平成28年度コンプライアンス推進月間の取組について

7. その他

- (1) 今後の行事予定について
- (2) 主要行事

理 事 会 資 料 平成28年11月11日

早期退職者の募集について

このことについて、組織の年齢別人員構成を適正化し、組織の活性化を図るため、研究育種部門及び森林整備センターにおいて、それぞれ、別紙「早期退職に係る募集 実施要項」に基づき、下記のとおり早期退職者の募集を行っているのでお知らせする。

記

部門	募集期間	募集人数	対象者(29.3.31 現在)	
研究育種部門	$28.10.31 \sim 29.1.27$	3名程度	45 歳以上 60 歳未満	
森林整備センター	28. 8. 3 ~ 29.1.27	若干名	II	

早期退職に係る募集実施要項

平成28年10月20日 国立研究開発法人森林総合研究所 理事長

今般、組織の年齢別人員構成を適正化し、組織の活性化を図ることを目的として、次のとおり早期退職希望者の募集(職員退職手当支給規程第17条の2第1項第1号)を行う。

1. 募集の対象

森林総合研究所本所、林木育種センター、森林バイオ研究センター、各支所(科学園)及び各育種場に勤務する者のうち、平成29年3月31日現在で「45歳以上60歳未満」の職員とする。

2. 募集人数

3名程度

3. 募集の期間

平成28年10月31日(月)正午から平成29年1月27日(金)正午まで。(募集開始以前の受付は行いませんので、募集の始期を厳守して下さい。)

応募人数が募集人数に達した以降の直近の16時をもって募集を締め切る。その場合は直ちに周知する。

なお、応募人数が募集人数を上まわった場合は、抽選によって決定する。(次点者まで抽選する。)

4. 退職すべき期間

原則、平成29年3月31日を退職日とする。

但し、平成29年3月31日以前の日(平成29年1月31日から平成29年3月30日まで)を退職日とする場合は、上記期間の中から退職すべき期日を定め、通知する。

なお、認定後に生じた事情により退職すべき期日に退職されると業務の能率的な運営の確保に著しい支障を及ぼすことになる場合には、その旨及びその理由を明示し、職員本人の同意を得た上で、業務の能率的な運営を確保するために必要な限度で当該期日を繰り上げ又は繰り下げることがあり得る。

5. 応募の手続き

- (1) 応募しようとする職員は、「早期退職希望者の募集に係る応募申請書」(別紙様式1)に必要事項を記入の上、募集の期間内に、下記7の応募受付宛先に受付順を確定するため電子メールの添付ファイルにて申請のうえ、押印後の原本については速やかに総務課人事係に提出する。
- (2) 選考後、認定又は不認定の通知書は、所属長を通じて交付する。 通知書は、特段の事情がある場合(指定された退職すべき期日が募集の期間内である場合等)を除き、募集の期間の末日から2週間以内に交付する。
- (3) 応募申請書の提出後、応募を取り下げたい場合には、「早期退職希望者の募集に係る応募取下げ申請書」(別紙様式2)に必要事項を記入の上、応募の場合と同様に提出する。

6. 本件に関する問合せ先

総務部総務課

課長補佐(人事・服務担当)029-829-8154 又は人事係長 029-829-8156 E-Mail: souki-taisyoku@ffpri.affrc.go.jp

- 7. 応募受付宛先
 - 6. に同じ。

※申し込みはメールのみとします。口頭及び書面での申し込みは無効となりますのでご注意願います。

- (注1)次の(1)から(5)までのいずれかに該当する職員は、応募することができない。
 - (1) 非常勤職員
 - (2)職員就業規則第5条の規定により任期を定めて採用された職員
 - (3) 国等からの出向職員
 - (4) 4.「退職すべき期間」の末日が到来するまでに定年に達する者
 - (5) 3.「募集の期間」における募集開始日において懲戒処分(ただし、故意又は重大な過失によらないで管理又は監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。以下同じ。)を受けている者又は募集の期間内に懲戒処分を受けた者
- (注2) 応募者が次の(1) から(4) までのいずれかに該当する場合には、不認定となる。
 - (1) この募集実施要項に適合しない場合
 - (2) 応募後に、懲戒処分を受けた場合
 - (3) 懲戒処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある場合その他応募者に対し認定を行うことが当所に対する社会の信頼を確保する上で支障を生ずると認める場合
 - (4) 引き続き職務に従事することが当所の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合

別紙様式1

早期退職希望者の募集に係る応募申請書

の規定により、この 					い券で	しまり。 		
募集の期間	平成 2	28年1	0月3	1 日か	ら平原	成29年1月	27日3	きで
退職すべき 期日又は期間	平成 2	29年3	3月31	FI				
備考								
2 応募申請者にな	ついて			所				
2 応募申請者に ⁻ ふりがな 氏 名	ついて			所職	属名			
ふりがな	ついて 俸給表				名	級		
ふりがな 氏 名			· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	職	名	級	·····································	号俸
ふりがな 氏 名 級号俸	俸給表	三月		職	名	級		
ふりがな氏 名級号俸生年月日	俸給表	三月		職	名	級		

別紙様式2

応募申請書の受理番号

早期退職希望者の募集に係る応募取下げ申請書

国立研究開発法人森林総合研究所 取下げ年月日 年 月 日

理事長 沢 田 治 雄 殿 取下げ申請者

印

私は、国立研究の規定により、「								条の2第	;3項
1 取下げ申請を	とする早期	明退職希望者	の募集	につい	いて				
募集期間	平点	戊28年10	月31	日から	5平成	29年1	1月271	日まで	
退職すべき 期日又は期間	平成	戈29年3月	3 1 目						
2 取下げ申請者	全について	<u> </u>							
ふりがな				所	属				
氏 名				職	名				
3 認定について									
認定通知書に記載	載された		年	月					
認定年月日	E		*	月	日				
退職すべき期日ス	スは期間								
(注)「3 認定 ること。また 退職すべき べき期間を言	た、このう 切日が既に	うち「退職す こ通知されて	べき期	日又に	は期間	」欄には	は、取下に	ず時点に	おいて
受理年月	月日		年	月	日				

職員の早期退職募集制度の概要

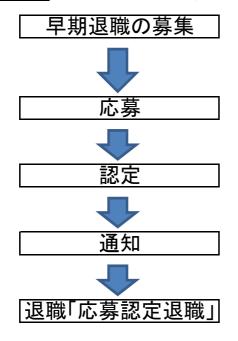
1. 目的

平均年齢が上昇している状況等を踏まえ、年齢別構成の適正化を通じた組織活力の維持等を目的として、透明性の確保された早期退職募集制度を導入する。

2. 対象

- ① 職員の年齢別構成の適正化を図ることを目的とした、45歳以上の職員を対象とする募集(1号募集)
- ② 組織の改廃又は事務所の移転を円滑に実施することを目的とした、当該組織又は事務所に属する職員を対象とする募集(2号募集)

3. 手続等(退職手当支給規程第17条の2関係)



- 〇 理事長が募集実施要項等を周知して 募集開始(募集の対象はその都度募集実 施要項で定めます。)。
- 応募や応募の取り下げは職員の意思 で行うものであり、強制してはならない。
- 〇 理事長は応募者に対し認定を行う(失 効及び不認定の場合も有。)。
- 認定通知書又は不認定通知書により 応募者に通知。
- 〇 指定された期日に退職。

4. 退職手当の支給

○ 自己都合退職よりも割増された退職手当が支給される。

退職手当額

=<u>退職時の俸給月額</u>×応募認定退職の支給率+調整額



定年前早期退職特例措置による割増(勤続20年以上)

定年前15年までの者に対し、定年前1年につき3%を上限とした割増

- ※1 59歳以上59歳6ヶ月未満の職員及び指定職職員は2%以下の割増。
- ※2 勤続20年未満や59歳6ヶ月を超えて60歳未満の場合は、定年前早期退職特例措置の適用はありませんが、応募認定退職の支給率となります。

早期退職に係る募集実施要項

平成28年8月1日 国立研究開発法人森林総合研究所 森林整備センター所長

今般、組織の年齢別人員構成を適正化し、組織の活性化を図ることを目的として、次のとおり早期退職希望者の募集(職員退職手当支給規程第17条の2第1項第1号)を行う。

1. 募集の対象

森林整備センターに勤務する者のうち、退職日において「45歳以上60歳未満」の職員とする。

2. 募集人数

若干名

3. 募集の期間

平成28年8月3日(水)正午から平成29年1月27日(金)正午まで。(募集開始 以前の受付は行いませんので、募集の始期を厳守して下さい。)

4. 退職すべき期間

原則、平成29年3月31日を退職日とする。

但し、平成29年3月31日以前の日(平成28年8月31日から平成29年3月30日まで)を退職日とする場合は、上記期間の中から退職すべき期日を定め、通知する。

なお、認定後に生じた事情により退職すべき期日に退職されると業務の能率的な運営の確保に著しい支障を及ぼすことになる場合には、その旨及びその理由を明示し、職員本人の同意を得た上で、業務の能率的な運営を確保するために必要な限度で当該期日を繰り上げ又は繰り下げることがあり得る。

5. 応募の手続き

- (1) 応募しようとする職員は、「早期退職希望者の募集に係る応募申請書」(別紙様式1)に必要事項を記入の上、募集の期間内に、受付順を確定するため電子メールにて下記7の応募受付宛先に上記応募申請書を添付し申請するとともに、押印した原本については労務課人事係に提出する。
- (2) 選考後、認定又は不認定の通知書は、所属長を通じて交付する。 通知書は、特段の事情がある場合を除き、募集の期間の末日から2週間以内に交付する。
- (3) 応募申請書の提出後、応募を取り下げたい場合には、「早期退職希望者の募集に係る応募取下げ申請書」(別紙様式2)に必要事項を記入の上、応募の場合と同様に提出する。

6. 本件に関する問合せ先

森林管理部労務課人事係(園田·高倉)

Tel: 044-543-2505

E-Mail: yasushi-sonoda@green.go.jp

7. 応募受付宛先

- 6. に同じ。
- ※申し込みはメールのみとします。口頭及び書面での申し込みは無効となりますのでご注意願います。
- (注1)次の(1)から(5)までのいずれかに該当する職員は、応募することができない。
 - (1) 非常勤職員
 - (2)職員就業規則第5条の規定により任期を定めて採用された職員
 - (3) 国等からの出向職員
 - (4) 4.「退職すべき期間」の末日が到来するまでに定年に達する者
 - (5) 3.「募集の期間」における募集開始日において懲戒処分(ただし、故意又は重大な過失によらないで管理又は監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。以下同じ。)を受けている者又は募集の期間内に懲戒処分を受けた者
- (注2) 応募者が次の(1) から(4) までのいずれかに該当する場合には、不認定となる。
 - (1) この募集実施要項に適合しない場合
 - (2) 応募後に、懲戒処分を受けた場合
 - (3) 懲戒処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある場合その他応募者に対し認定を行うことが当所に対する社会の信頼を確保する上で支障を生ずると認める場合
 - (4) 引き続き職務に従事することが当所の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合

理 事 会 資 料 平成28年11月11日

森林法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令案についての 意見・情報の募集

> 平成28年10月22日 農林水産省林野庁

この度、「森林法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令案」 について、広く国民等から意見・情報を募集いたします。

今後、本案については、提出いただいた意見・情報を考慮した上、決定することとしております。

記

1 意見公募の趣旨・目的・背景

本公募は、第190回通常国会において成立した森林法等の一部を改正する法律(平成28年法律第44号)の施行に伴って定める「森林法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令案」について意見・情報を募集し、提出して頂いた意見・情報を考慮しつつ、案を決定することを目的として行うものです。

- 2 意見公募の対象となる案及び関連資料の入手方法
 - ・農林水産省林野庁林政部企画課において配布
 - ・農林水産省ホームページ(http://www.maff.go.jp)及び電子政府の総合窓口e-Gov (http://www.e-gov.go.jp)において掲載
- 3 意見・情報の提出方法
- (1) インターネットによる提出
- (2)郵送 〒100-8952 東京都千代田区霞が関1-2-1 農林水産省林野庁林政部企画課法令係
- (3)ファクシミリ 03-3593-9564
- 4 意見・情報の提出上の注意 提出の意見・情報は、日本語に限ります。 電話での意見・情報はお受けしませんので御了承願います。
- 5 意見・情報の提出の締切日 平成28年11月20日(郵送の場合も締切日必着とします。)
- 6 公示資料
 - ・ 森林法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令案の 概要

森林法等の一部を改正する法律の施行に伴う 関係政令の整備に関する政令案について

. 背景

今般、第190回通常国会において成立した森林法等の一部を改正する法律(平成28年 法律第44号。以下「改正法」という。)においては、森林法(昭和26年法律第249号) 森林組合法(昭和53年法律36号)、木材の安定供給の確保に関する特別措置法(平成18 年法律第47号)、国立研究開発法人森林総合研究所法(平成11年法律第198号)、その他 関係法律について所要の改正を行ったところであり、一部を除き平成29年4月1日か ら施行することとされている。

これに伴い、森林法施行令(昭和26年政令第276号) 森林組合法施行令(昭和53年 政令第286号) 組合等登記令(昭和39年政令第29号) 森林組合財務処理基準令(昭和 53年政令第287号) 木材の安定供給の確保に関する特別措置法施行令(平成8年政令 第310号) 国立研究開発法人森林総合研究所法施行令(平成27年政令第43号) 国立研 究開発法人森林総合研究所が行う特例業務に関する政令(平成20年政令第128号)等の 関係政令について一括して所要の改正を行うこととする。

. 概要

(1)森林法施行令の改正

改正法による森林法の一部改正により、林地台帳に関して必要な事項を政令で定めることとされた(第191条の4第3項)ことに伴い、市町村は、森林の施業の集約化のため次に掲げる者の求めに応じて、これらの者に対し台帳情報を提供することができることとする。

林地台帳に記載された事項(以下「台帳情報」という。)に係る森林の森林所有者若しくは当該森林の土地の所有者又は当該森林所有者から森林の施業若しくは経営の委託を受けた者(以下「森林の森林所有者等」という。)

台帳情報に係る森林に隣接する森林の森林所有者等

台帳情報に係る森林が属する都道府県内の森林を対象とした森林経営計画について認定を受けた者

農林水産大臣又は台帳情報に係る森林の所在地を管轄する都道府県知事

(2)森林組合法施行令の改正

改正法による森林組合法の一部改正により、組織変更後の株式会社等の組合員への株式等の割当てに関して割当ての対象から除く者を政令で定めることとされた(第100条の5第1項等)ことに伴い、組織変更前の生産森林組合から任意脱退することとなる組合員を除くこととする。

(3)組合等登記令の改正

改正法による森林組合法の一部改正により、生産森林組合が組織変更したときは、 政令で定めるところにより登記をしなければならないとされた(第100条の10第1項 等)ことに伴い、組織変更前の生産森林組合が行う解散の登記及び組織変更後の株 式会社等が行う設立の登記並びにこれらの登記の申請の際に必要となる添付書類等 に関する規定の整備を行うこととする。

(4)森林組合財務処理基準令の改正

改正法による森林組合法の一部改正により、森林組合又は森林組合連合会が、林業を行う組合員の利益の増進のために自ら森林を経営する事業を行うことができることとされたことを踏まえ、自己資本の基準、経理区分等に関する規定の整備を行うこととする。

(5)木材の安定供給の確保に関する特別措置法施行令の改正

改正法による木材の安定供給の確保に関する特別措置法の一部改正により、

木材安定供給確保支援法人制度が廃止されたことに伴い、関係規定を削除する 木材生産流通改善施設に係る林業・木材産業改善資金の償還期間の特例が設け られた(第15条)ことに伴い、当該特例に係る同資金の償還期間を12年以内と定 める

こととする。

(6)国立研究開発法人森林総合研究所法施行令及び国立研究開発法人森林総合研究所 が行う特例業務に関する政令の改正

改正法による国立研究開発法人森林総合研究所法の一部改正により、

同法の題名が「国立研究開発法人森林研究・整備機構法」に改められたこと 国立研究開発法人森林総合研究所の名称が、国立研究開発法人森林研究・整備 機構に改められたこと

水源林造成業務が機構の本則業務に位置付けられたこと

等に伴い、「国立研究開発法人森林総合研究所法施行令」及び「国立研究開発法人森林総合研究所が行う特例業務に関する政令」の題名をそれぞれ「国立研究開発法人森林研究・整備機構法施行令」及び「国立研究開発法人森林研究・整備機構が行う特例業務に関する政令」に改めるとともに、所要の規定の整備を行うこととする。

(7)その他関係政令の改正

改正法の施行に伴い、所要の規定の整備を行うこととする。

. 施行期日

平成29年4月1日(改正法の施行の日)

理 事 会 資 料 平成 28 年 11 月 11 日

第14回環境研究シンポジウムついて

第14回環境研究シンポジウム 「レジリエントな社会・国土を創る環境研究」が下記日程にて行われ、森林総合研究所から口頭1件、ポスター8件の発表があります。本年は森林総合研究所に事務局があり、テーマの考案から多岐にわたり関わっており、興味深い発表が多数あります。皆様のご参加をお待ちしています。

記

第14回環境研究シンポジウム 「レジリエントな社会・国土を創る環境研究」

1. 日時及び場所

平成28年11月22日(火)12:00~18:00

学術総合センター 一橋講堂

(〒101-0033 東京都千代田区一ツ橋2-1-2)

2. 行事の内容

環境研究を行う13研究機関で構成される環境研究機関連絡会による、13件の 講演、約100件のポスター発表により、各研究機関の最新成果が発表されます。 (別紙参照)

3. 申し込み方法

https://www.omc.co.jp/kankyokenkyu/ より参加各人がウェブ上で登録してください。

以上

第14回 環境研究シンポジウム

レジリエントな

社会・国土を創る

環境研究

平成28年11月22日(火) 12:00~18:00





一橋大学 一橋講堂 (学術総合センター内)

〒101-8439 東京都千代田区一ツ橋2丁目1番2号



https://www.omc.co.jp/kankyokenkyu/ 事前申込制(先着順)



環境研究機関連絡会 事務局 国立研究開発法人森林総合研究所 〒305-8572 つくば市松の里1 TEL:029-829-8113 FAX:029-874-8507



【アクセス】 東京メトロ半蔵門線/都営地下鉄三田線・新宿線 「神保町JA9出口から徒歩3分 東京メトロ東西線「竹橋」1b出口から徒歩4分

講演 〈12:45~17:35〉

- ↑ 極端な気象現象の確率的気候変化予測
 - 気象庁気象研究所 気候研究部 主任研究官 水田 亮
- ◯ 気候変動によるリスクと適応策
 - 国立研究開発法人国立環境研究所 社会環境システム研究センター 地域環境影響評価研究室 室長 肱岡 靖明
- 🤾 気候変化に強い農業を目指して
 - 国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構 農業環境変動研究センター 気候変動対応研究領域 温暖化適応策ユニット長 中川 博視
- 4 土砂供給による河床の変化の予測(置土を事例とした予測方法の紹介) 国立研究開発法人土木研究所 つくば中央研究所 水環境研究グルーブ 自然共生研究センター 主任研究員 宮川 幸雄
- - ▶ 国立研究開発法人物質・材料研究機構 構造材料研究拠点 耐食鋼グループ グループリーダー 西村 俊弥
- 長期地形観測から見る砂浜の未来
 - 。 国立研究開発法人海上·港湾·航空技術研究所 港湾空港技術研究所 沿岸環境研究領域 主任研究官 伴野 雅之
- 7 製鋼スラグと浚渫土を活用したアマモ場創生技術の評価
 - 国立研究開発法人産業技術総合研究所 環境管理研究部門 海洋環境動態評価研究グループ 研究員 塚崎 あゆみ

- 震災後の二枚貝養殖業の復興に向けて:安定生産のための漁場利用のあり方 国立研究開発法人水産研究・教育機構東北区水産研究所、沿岸漁業資源研究センター長 神山 孝史
- 1 災害に対するリスク評価と対策技術

国土交通省国土技術政策総合研究所 河川研究部 水環境研究官 松尾 和巳

- 11 頻発する土砂災害とどう向き合うか 国立大学法人筑波大学 生命環境系 准教授 堀田 紀文
- 12 平成28年(2016年)熊本地震で発生した山地災害 国立研究開発法人森林総合研究所 九州支所 山地防災研究グループ長 黒川 潮
- 13 住宅・建築物におけるライフライン途絶への対応技術 国立研究開発法人建築研究所 環境研究グループ長 山海 繁弘

ポスター発表(約100題) 〈12:00~12:40 / 17:35~18:00〉

主催: 環境研究機関連絡会

国立研究開発法人防災科学技術研究所 国立研究開発法人物質·材料研究機構 国立研究開発法人農業·食品産業技術総合研究機構 農業環境変動研究センター 国立研究開発法人森林総合研究所 国立研究開発法人水産研究·教育機構 国立研究開発法人産業技術総合研究所 国土交通省気象庁気象研究所 国土交通省国土技術政策総合研究所 国立研究開発法人建築研究所 国立研究開発法人海上·港湾·航空技術研究所 港湾空港技術研究所 国立研究開発法人土土研究所 国立研究開発法人国立環境研究所 国立大学法人筑波大学

理事会資料

平成28年11月11日 企画部研究情報科·広報普及科

森林総合研究所フェイスブックの開始にむけて

1 趣旨

森林総合研究所は第4期中長期目標期間において、研究開発成果の最大化に向けた取組を強化している。そのため、広報活動の促進では「研究開発については、森林の多面的機能に対する国民の理解の醸成、林業の振興や木材利用の促進につながるよう研究情報や成果を利用者が使いやすい形でマスメディアやウェブサイト等を活用して的確に発信する。」とされている。

このため、研究所の広報媒体として、従来のホームページ、情報誌「季刊森林 総研」に加えて、一般国民向けにフェイスブックを通じた情報発信を行う。

2 概要

- (1)対象:森林・林業関係者に加え、森林・林業や木材に関わりの薄い一般の国 民にもアピールすることを念頭。
- (2) 内容:写真または図表(1、2枚)と文章で構成
 - ーイベント等の開催情報 (本所・支所)
 - -研究成果のプレスリリースと連携
 - ータイミングを捉えた研究成果の情報提供等
- (3) 運営:
 - Facebook 運営ポリシーを別途定める
 - 一当面、企画部長、研究情報科長、広報普及科長が運営
- (4)情報発信の頻度
 - ーできるだけ頻度を高く、理事長、研究ディレクター、研究コーディネーター、支所長等にも協力要請



2016/10/31 16:07

理 事 会 資 料 平成 28 年 11 月 11 日 森 林 整 備 セ ン タ ー

平成28年度コンプライアンス推進月間の取組について

コンプライアンス意識の強化を図るため、11月をコンプライアンス推進月間として設定し、この期間内に全役職員を対象とするコンプライアンス研修を昨年度に引き続きeラーニングシステムを活用して実施することとした。

なお、e ラーニングによる研修は、期間内に各自が都合の良い時に受講することが可能であり、個々人の負担の平準化を図りながら効果的かつ効率的な知識の習得と意識の 醸成にもつながるものと期待している。

1. 実施期間

平成28年11月1日(火)~25日(金)

2. 実施対象者

全役職員(非常勤職員及びフルタイム契約者を含む)

3. 研修方法

上記実施期間内に各自が自身の登録されているPCを使用してeラーニングシステムにログインを行い、実施対象者全員が以下の受講内容を順次受講。

4. 研修受講内容

昨年度の評価結果を踏まえ、より効果的かつ効率的な内容としている。

(1) 基礎学習

最初に教材映像を視聴しながら基礎的な学習を行う。

内容:「コンプライアンスと個人情報保護」 「情報漏洩に関わる様々なリスク」 「何気ない言葉によるハラスメント」

(2) 確認テスト

基礎学習終了後、これまでの研修資料及びニュースレター等で触れた内容及び今回の映像から出題した確認テスト(設問 12 問)に回答することにより個々人のコンプライアンスに対する認識を深めつつ、意識の向上を図る。

(3) アンケート

最後に、本研修に対する評価としてアンケートを行い、今後の取組に反映させる。

(参考) コンプライアンス研修にあっては、5月の整備局長・整備事務所長会議の際に、本部役職員も参加し、弁護士を講師に招きコンプライアンス違反事例をもとに、その要因、影響等の講義を通じて今後の取組に必要な知識等の修得を図った。

また、これらの取組と並行して、本年度の重点取組方針に掲げた「コンプライアンスに関する危険予知活動」については、昨年度取組の中で作成した「危険予知確認表」を活用して、個々人が各事例を意識した行動ができるよう、各職場毎にそれぞれの手法で職場内ディスカッションを行うなど、危機管理意識の維持・向上に努めている。

理 事 会 資 料 平成28年11月11日

今後の行事予定について

月 日	研	保	水	行 事 名 等	場所
	究	険	源		
11月1日	0	0	0	創立記念式典	本所
11月2日	0			第3回育種運営会議	林木育種センター
11月5日	0			一般公開	四国支所
11月8日	0	0	0	第2回研究所会議	本所
11月10日	0			「シカ被害地での低コスト再造林」に関する現地	コビ穴山国有林
				検討会 (四国森林管理局、高知県、四国支所)	(高知県高岡郡四万十町大正)
11月11日	0	0	0	第8回理事会	本所
11月15日			0	シンポジウム「森林整備技術の高度化と未来につ	島根県松江市 島根県立産業交
				なぐ森林づくり」	流会館 (くにびきメッセ)
11月17日	0			気候変動枠組み条約第22回締約国会議サイドイ	モロッコ・マラケシュ
				ベント「熱帯林でのREDD+に対する成果ベー	COP会場
				スの支払いを可能にするために」	
11月22日	0			第14回環境研究シンポジウム「レジリエントな	一橋大学一橋講堂
				社会・国土を創る環境研究」	
11月29日	0			四国支所・公開講演会「林業へのシカ被害対策を	高知会館
				考える」	
12月9日	0	0	0	第9回理事会	森林整備センター
12月13日	0			北海道支所・札幌大学との合同公開講座	札幌大学
12月19日	0			林木育種技術戦略委員会	東京国際フォーラム

主要行事(平成28年10月14日~平成28年11月10日)

月日	行 事 内 容	出 席 者
10月14日(金)	【共】第7回理事会	理事長、各理事、森林保険センター所 長、両監事
18日(火)	SIPリグニン&クレイ公開講演会	理事長、研究担当理事
	海外林業研究会総会	理事長、企画・総務・森林保険担当理 事
22日(土)	【育】第21回「親林の集い」	林木育種センター所長、森林保険センター所長
25日(火) ~26日(水)	林業研究・技術開発推進東北ブロック会議	企画·総務·森林保険担当理事
27日(木)	【共】公開講演会	理事長、各理事、両監事
	【整】防災訓練	森林整備センター所長、法令遵守担当理事
28日(金)	第3回森林整備センター事業運営会議	理事長、企画・総務・森林保険担当理 事、森林整備センター所長、法令遵守 担当理事、鈴木監事
	第3回森林保険センター事業運営会議	理事長、企画・総務・森林保険担当理 事、森林保険センター所長
	建築研究所創立70周年記念講演会	研究担当理事
11月1日(火)	【共】創立記念日·記念式典	理事長、各理事、森林保険センター所 長、両監事
2日(水)	【共】第3回育種運営会議	理事長、企画・総務・森林保険担当理 事、研究担当理事、林木育種センター 所長
3日(木)	第8回漆サミット	理事長
4日(金)	科学技術振興機構創立20周年記念式典	理事長
7日(月)	庁議	理事長
8日(火)	全国林業経営推奨行事賞状伝達·贈呈式	企画・総務・森林保険担当理事
	【共】環境委員会	理事長、研究担当理事、林木育種センター所長
	【共】研究評議会、第2回研究所会議	理事長、各理事、森林保険センター所 長、両監事
9日(水)	【本】産学官民·国際連携推進本部会議	理事長、企画·総務·森林保険担当理 事、研究担当理事、鈴木監事
10日(木)	【本】防災訓練	理事長
	全国木材産業振興大会	企画·総務·森林保険担当理事
	 	<u> </u>